

近江八幡市議会委員会条例の一部を改正する条例

近江八幡市議会委員会条例（平成22年近江八幡市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号から第3号までの規定中「8人」を「7人」に改め、同項第4号中「24人」を「22人」に改める。

第4条第2項中「8人」を「7人」に改める。

付 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めてその期日を告示される一般選挙により議員となった者の任期の初日から適用する。

提案理由

令和4年第2回6月定例会において、議員定数条例の一部改正が可決され、令和5年4月より議員定数が22人になることに伴い、各常任委員会及び議会運営委員会の定数を改正したく、本議案を提出するものである。